別表十一(五)の記載要領第１号中「租税特別措置法」の次に「第56条（特定災害防止準備金）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和２年旧措置法」という。）」を加え、「同法」を「租税特別措置法第68条の46（特定災害防止準備金）若しくは令和２年旧措置法」に改め、同第11号中「｢積立限度額（当期中に独立行政法人環境再生保全機構に積み立てた維持管理積立金の金額）⑷｣を｢｢当期中に独立行政法人環境再生保全機構に積み立てた維持管理積立金の金額　⑷｣｣に改め、同表の記載要領に次の１号を加える。

３　｢積立限度額　⑷×100又は60/100　⑸｣の欄は、令和２年４月１日以後に開始する事業年度又は連結事業年度にあつては「100又は」を消し、同日前に開始した事業年度又は連結事業年度にあつては「又は60」を消すこと。

別表十一(十三)の記載要領第11号②中「。次号において「平成30年旧農経規則」という」を削り、同第11号中「その」を「、その」に改め、「記載し、当該交付金等が平成30年旧農経規則第25条の２第３号（勧奨についての配慮）に掲げる交付金に該当する場合には「旧第３号」と」を削る。

別表十一(五)の記載要領第１号中「、法人が租税特別措置法」の次に「第65条の７から第65条の９まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号⑵において「令和２年改正法」という。）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和２年旧措置法」という。）」を加え、「、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成27年旧措置法」という。）第65条の７から第65条の９まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）」を削り、「、平成29年旧措置法」を「、令和２年旧措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成29年旧措置法」に改め、「、平成27年旧措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）」を削り、同第11号②を同号③とし、同号①中「第７号」を「第６号」に、「⑴に」を「⑵に」に、「これらの号の下欄の車両及び運搬具」を「令和２年改正法附則第88条第３項（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）又は第102条第３項（連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）の規定により租税特別措置法第65条の７第１項の表の第６号の下欄又は同法第68条の78第１項の表の第６号の下欄に掲げる資産とみなされた資産」に、「同項第１号」を「同法第65条の７第14項第１号」に改め、「消し、その他の場合（⑵の場合を除く。）には、」を削り、同号①を同号②とし、同号に①として次のように加える。

⑴　その適用を受ける法人が譲渡をした資産が租税特別措置法第65条の７第１項の表の第２号の上欄又は同法第68条の78第１項の表の第２号の上欄に掲げる資産（令和２年４月１日前に同法第65条の７第１項の表の第２号の上欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）に該当する場合において、その法人が取得をした又は取得をする見込みである資産がこれらの号の下欄に掲げる資産に該当するときは、「80、」及び「又は75」を消すこと。

別表十一(五)の記載要領第11号に次のように加える。

⑷　⑴から⑶までの場合以外の場合には、「、70又は75」を消すこと。

別表十五の記載要領第１号中「法人が」の次に「租税特別措置法第61条の４（交際費等の損金不算入）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の」を加え、同表の記載要領に次の１号を加える。

３　｢⑻のうち接待飲食費の額　⑼｣の各欄は、当該事業年度（令和２年４月１日以後に開始する事業年度に限る。）終了の日における資本金の額又は出資金の額（資本若しくは出資を有しない法人、公益法人等、人格のない社団等、外国法人又は法第４条の７（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人にあつては、租税特別措置法第61条の４第１項に規定する政令で定める金額）が100億円を超える場合には、記載しないこと。

別表十五の11の表中「支出接待飲食費損金算入基準の適用がある場合　⑳－㉑×50/100」を「支出接待飲食費損金算入基準の適用がある場合又は支出交際費等の損金算入額がない場合　⑳－㉑×50/100」に改め、同表の記載要領第１号中「連結法人が」の次に「租税特別措置法第68条の66（交際費等の損金不算入）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の」を加え、同第11号中「をいう」の次に「。次号において同じ」を加え、同表の記載要領に次の１号を加える。

３　｢同上のうち接待飲食費の額　㉑｣の各欄は、当該連結親法人事業年度（令和２年４月１日以後に開始する連結親法人事業年度に限る。）終了の日における連結親法人の資本金の額又は出資金の額（資本若しくは出資を有しない連結親法人又は法第４条の７（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人に該当する連結親法人にあつては、租税特別措置法第68条の66第１項に規定する政令で定める金額）が100億円を超える場合には、記載しないこと。

別表十六(七)の記載要領第１号中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法」に改める。